

## 前回までの協議を踏まえた条文

### 【前文】

近年、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます重要になっている。その中において、議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており、憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民（本市の区域内に居住する者をいう。以下同じ。）全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある。

そのために、議事機関である議会及び議決権を持つ議員は、執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に発揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。

大和市議会は、数度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが、更に、市民の負託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため、ここに議会基本条例を制定するものである。大和市議会及び議員は、この条例を指針として不断の努力を重ねることを決意する。

(市民参加)

第7条 議会は、必要に応じて市民参加の機会を設けるものとする。

2 議会は、市民の意見及び知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 議会は、請願者や陳情者に、委員会において委員長の許可の下に意見陳述等を行う機会を設けることができる。

4 議会は、地域に向いて議会報告や意見交換を行うことができる。

【解説】

・我が国は地方自治においても「間接民主制」を採用しています。したがって、議会による「間接民主制」が原則ですが、それを補完するために「直接民主制」の手法が必要であると議会が判断した場合には市民参加の機会を設けることができる旨を規定しました。

・議会は、審査等に市民の意見や専門家の知見を反映させるために、地方自治法が定める公聴会や参考人制度を積極的に活用するものとしています。

・議会に対して、請願や陳情がなされた場合、各委員会における審査に際し、委員長の許可のもとに請願者や陳情者に対して意見陳述をする機会を設けることができるとしました。

・議会は市民に対する説明責任を十分に果たすため、必要に応じて地域に向いて報告会や各種団体やサークルとの意見交換会を行うことができることとしました。